

## 船橋市明るい選挙推進協議会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市明るい選挙推進協議会（以下「明推協」という。）が行う事業に対して船橋市明るい選挙推進協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、明推協が行う明るい選挙推進の調査、研究、企画、啓発及び宣伝並びにこれらの実施等を目的とした事業とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。ただし、国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の対象となる経費は当該交付金の対象経費としない。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

(書類提出の経由等)

第5条 規則及び要綱の規定により明推協が市長に対して行う申請及び関係書類等の提出の手続き等は、船橋市選挙委員会事務局を経由して行わなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

別表

交付金対象経費
(1) 報償費
・報償金
・賞賜金
(2) 旅費
(3) 需用費
・消耗品費
・印刷製本費
・修繕費
(4) 役務費
・通信運搬費
・広告料
・手数料
・筆耕料
(5) 使用料及び賃借料
(6) 備品購入費
(7) 負担金補助金及び交付金